

墨田区議会BCP（業務継続計画）の見直し検討表

項番	項目	頁	見直しの内容等	委員名	事務局としての方向性（案）
5	発災時の議会・議員の行動指針	p.2	災害時の議員の行動についてより明確化する。また、震災・風水害など、突発性のものと、時差があるものでは行動が変わってくることが予測できるため、その点についても検討が必要と考える。	沖山仁 藤崎こうき	議員の行動については、p.13-16の行動基準表に定めるとおり。また、水害に関する対応を、p.7の9（2）ウのとおり追加
6	災害に対応する組織とその構成	p.3	（1）として「墨田区議会災害対策会議の設置」をすることとし、「ア 墨田区議会に、議長、副議長、各派代表など8名程度で災害対策会議を設置する。」「イ 区災対本部が設置される程度の大規模災害が発生したとき、及びその恐れがあるときは、ただちに災害対策会議を開催し、墨田区議会BCPに基づく対策について協議する。」ことなどを規定する。	高柳東彦	「墨田区議会災害対策会議の設置」については、p.3の6（4）のとおり、新たに規定を追加。これに伴い、p.5の8（2）（ア）、p.6の9（1）イ（カ）、p.7の9（2）イ（キ）、p.8の10（1）イ（キ）、p.9の10（2）イ（キ）fに、関連する規定を追加
			（1）墨田区議会災害対策支援本部の設置に、「墨田区議会災害対策等対策会議」を設ける。（支援本部と対策会議の違いを明確にする必要がある）	あさの清美	同上
			災害時には円滑かつスピード感を持って対応する必要があるため、ある程度人数を絞った会議体は必要だと考えるが、具体的に会議体の役割・内容が定まっていない段階では合議機関の設置は難しいと考えるので、具体的な会議体の役割・内容が定まった段階で設置を検討する。	中村あきひろ	同上
			現在のBCPでは、議長が本部長になっているが、今回のような状況下になった場合は、どうするのか？	田中哲	p.3の6（2）の原則にしたがって、対応する。
7	災害に対応する環境整備	p.4-5	被災状況によって、議会開催場所への参集が困難となった場合のオンラインでの委員会出席について検討を速めるべきではないか。	加藤拓	p.5の7（6）のとおり、検討する文言を追加
			大規模水害時では各議員も避難が広域にわたる可能性があるため、タブレット端末を活用したリモート会議も選択可能とする必要がある。	とも宣子	同上
			メールや電話だけでなく、LINEやTwitterなどの他の媒体を入れる必要があるものと考えています。	田中哲	p.4の7（1）のとおり文言を追加
9	議員の役割	p.7	（2）ウとして「台風の上陸に伴う広域避難などの対応」を盛りこみ、（ア）墨田区ハザードマップに基づき、（広域）避難等を行うこととする。（イ）（広域）避難場所及び避難方法、通信・連絡方法などを事前に決めておき、議長の報告する。	高柳東彦	p.7の9（2）ウのとおり文言を追加
12	発災時の議会運営	p.11-12	大規模水害等で、区外へ避難した議員が多数発生し、議会へ参集困難で定足数が満たせない状況が継続することがあるかも知れない。その際は、議会支援本部を合議機関と位置付け、一定の意見調整を行う機能を持たせることも必要ではないか。	加藤拓	p.3の6（4）アのとおり、災害対策会議の所掌事項として、新たに追加
	その他		墨田区議会BCP（業務継続計画）は緒に就いたばかりであり、まだ見直しの時期ではないと考える。よって、もう少しばらく現行のままですべてを遂行し、その後適切な時期に問題点をあぶり出し、改善すべき点があれば改善すべきであると考える。	かんだすなお	